

VI その他の事業

1. 経済的支援・各種助成等事業

(1) 一般不妊治療費助成金交付事業

目的 一般不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図り、少子化対策の推進に寄与する。

対象 以下のア～エのすべてに該当する方

ア. 助成を受けようとする治療を受けた日から申請日までの期間を通して、夫婦のいずれか一方または両方が檀原市民（檀原市に住民票がある）

イ. 檀原市の住民基本台帳に登録されている夫婦（婚姻の届け出をしていないが事実上同様の関係にある者を含む）であること

ウ. 夫婦の両方が医療保険各法による被保険者、組合員または被扶養者である

エ. 夫婦の両方が市税を滞納していない

実施期間 助成金の対象の一般不妊治療が最初に行われた年度から起算して5年度

実施状況 (延人数)

年度	前年度治療分	当年度治療分	申請数合計
R2	59	37 ^{※1}	96
R3	76	66 ^{※2}	142
R4	98	31	129
R5	104	40	144
R6	95	40	135

※1 令和2年度治療分より、各年度の助成額の上限を5万から10万へ増額した

※2 令和3年度治療分より、所得制限の撤廃、事実婚関係にある夫婦も対象として含むことになった

(2) 不育治療費助成金交付事業

目的 不育治療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図り、少子化対策の推進に寄与する。

対象 上記、一般不妊治療費助成金交付事業と同様の条件

実施期間 助成金の対象の不育治療が最初に行われた年度から起算して5年度

実施状況 (延人数)

年度	前年度治療分	当年度治療分	申請数合計
R2	3	1	4
R3	1	1 [※]	2
R4	4	0	4
R5	3	1	4
R6	3	2	5

※ 令和3年度治療分より、所得制限の撤廃、事実婚関係にある夫婦も対象として含むことになった

(3) 妊娠判定受診料補助

目的 経済的負担による産科未受診を防止し、妊婦健診未受診妊婦の解消に繋げる。

対象 当該年度の市民税が非課税である世帯または生活保護受給世帯に属する女性

実施回数 1年度につき2回まで

実施状況 (延人数)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	2	2	1	1	0

(4) 多胎妊婦健康診査費用助成

目的 妊婦健康診査の受診回数が通常より多く実施される場合がある多胎妊婦への経済的支援を行い、負担の軽減を図る。

対象 多胎妊婦で、妊婦健康診査補助券綴りの基本券（14回分）を使い終わった方

実施回数 妊婦1人につき受診（健診）5回分まで

助成金額 1回の受診（健診）につき上限5,000円

実施状況 (人)

年度	R4	R5	R6
申請者数	0	2	1

(参考) 妊娠届出時の多胎妊婦件数：令和4年度14人、令和5年度9人、令和6年度8人

(5) 新生児聴覚検査費用助成

目的 聴覚検査の普及啓発、新生児の聴覚障がい早期発見及び早期支援。

対象 当該聴覚検査を受けた新生児の保護者であり、検査日に新生児が檀原市民である者

実施回数 自動ABRまたはOAEによる検査のいずれか初回1回分

助成金額 自動ABR：上限4,000円
OAE：上限1,500円

実施状況 (人)

年度		R5			R6		
区分		県内	県外	合計	県内	県外	合計
申請者数		497	80	577	616	38	654
検査 内訳	ABR	473	71	544	603	35	638
	OAE	24	9	33	13	3	16

(6) 出産・子育て応援給付金

目的 妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時から面談等により出産・子育てに必要な切れ目のない支援につなぐ「伴走型相談支援」と経済的な負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施。

対象 出産応援給付金：妊娠届出時に面談を受けられた妊婦（他市町村で同様の支給を受けていない方。申請は妊娠中のみ可）
子育て応援給付金：新生児訪問等の訪問時の面談を受けられた児の養育者（他市町村で同様の支給を受けていない方。申請は出生後4か月まで、やむを得ない事情により出生後4か月までに申請ができなかった場合は規定に準ずる）

実施期間 通年

給付金額 出産応援給付金：妊婦1人につき5万円

子育て応援給付金：児1人につき5万円

実施状況 (人)

年度	申請者数	
	出産応援給付金	子育て応援給付金
R4 ※	347	253
R5	1,544	1,092
R6	783	750

※ 令和4年度は2月から事業は開始しているが、遡及支給対象者として、令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦と令和4年4月1日以降に出生した児の養育者に支給

(7) 骨髄移植ドナー支援事業

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で、骨髄や末梢血幹細胞を提供した者（ドナー）及びドナーを雇用している市内の事業所に助成することにより、金銭的な負担を軽減し、骨髄等の移植を推進する。

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
ドナー本人	補助人数（人）	1	1	2	0	1
	補助金額（千円）	140	140	280	0	140
ドナーを雇用する 市内の事業所	補助件数（件）	0	0	0	0	0
	補助金額（千円）	0	0	0	0	0
補助人数・件数 計		1	1	2	0	1
補助金額（千円） 計		140	140	280	0	140

(8) がん患者ウィッグ及び乳房補正具購入費の助成事業

がんの治療に伴う外見の変化を受けて、医療用ウィッグ又は乳房補正具を使用するがん患者さんへ補正具の購入費用の一部を助成することにより経済的負担を軽減する。

年度 区分		R5	R6
ウィッグ	補助人数（人）	32	44
	補助金額（千円）	640	874.6
乳房補正具	補助件数（件）	5	10
	補助金額（千円）	95	197.5
補助人数・件数 計		37	54
補助金額（千円） 計		735	1,072.1

2. 自殺対策

目的 「自殺対策基本法」では自殺総合対策大綱（以下、大綱）および地域の実情を勘案しつつ、地域自殺対策計画を策定することとされている。

橿原市では「橿原市総合計画」を上位計画とし「橿原市健康かしはら21計画」など関連する市の他の計画と調和を図り、2020年に橿原市自殺対策計画を策定、5年後の2025年3月には橿原市自殺対策計画後期計画を策定し、自殺予防対策に取り組む。

実施期間 通年

対象 全年齢

実施状況

1) 会議の開催

自殺対策連絡協議会 1回/年

自殺対策庁内連絡会 2回/年

2) 相談窓口一覧のチラシ作成

年度初めに関係機関に配布 1,200枚作成

3) こころの体温計

相談窓口一覧、橿原市ホームページに掲載 (件)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
アクセス数累計	19,994	12,804	17,588	16,874	15,322

4) ゲートキーパー研修 (人)

年度	R5	R6
職員研修e-ラーニング	428	551
関係団体向け研修	31	45
民生児童委員10地区	実施なし	232

5) パネル、ポスターの掲示、広報等

差別をなくす強調月間 (7月)

自殺予防週間 (9月10日～9月16日)

自殺予防月間 (3月)

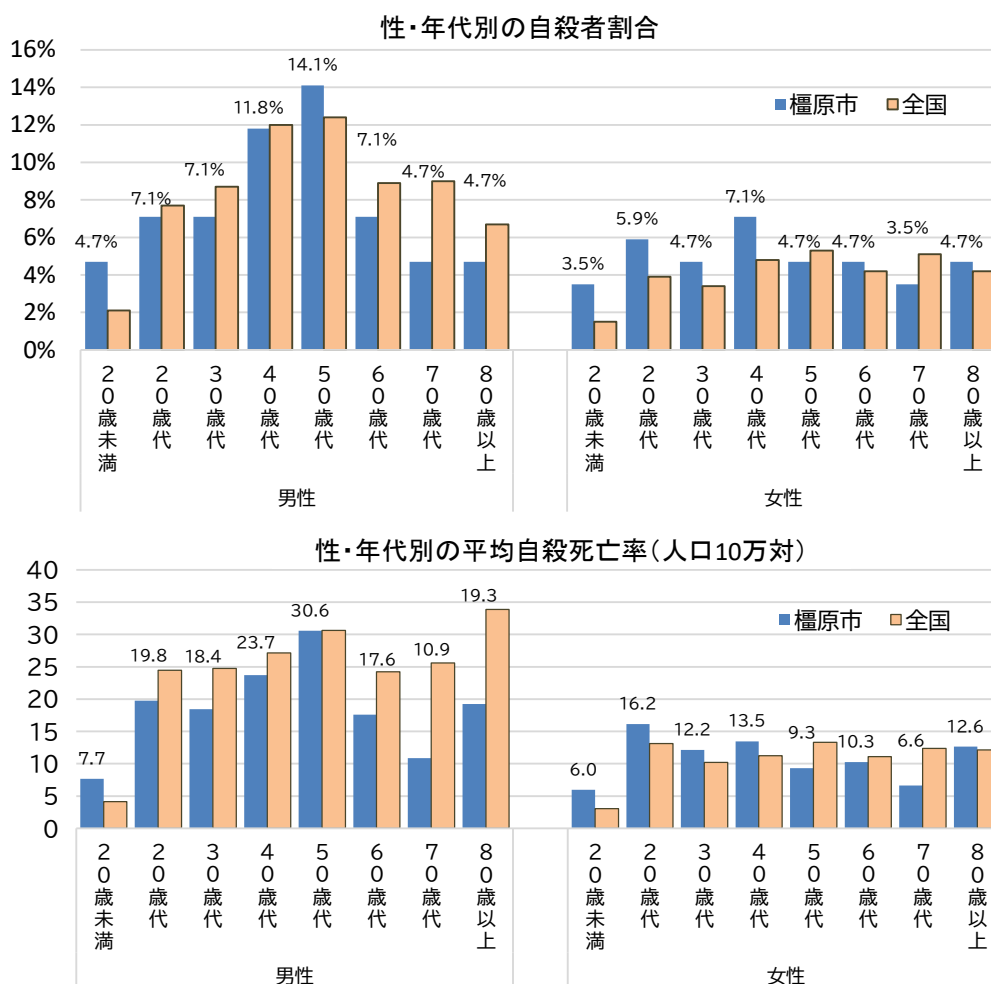
6) 樫原市の現状

本市の過去5年間の自殺者数の合計は85人だった。内訳は男性52人、女性33人であり、男性の自殺者は女性に比べ多くなっている。

20歳未満の自殺者割合は、男女ともに全国と比較して高い。

20歳以上では、女性20歳代・30歳代・40歳代・80歳以上において、自殺者割合と平均自殺死亡率が共に高くなっている。

性・年代別の自殺者割合及び平均自殺死亡率 2019～2023年(人口10万対)



上記の内容をふまえ、樫原市自殺対策計画後期計画において、重点施策として「子育て期対策」「女性対策」をあげている。

自殺未遂歴の有無別自殺者数 (2019～2023年合計)

未遂歴	自殺者数	割合	全国割合
あり	24	28.2%	19.5%
なし	50	58.8%	62.9%
不詳	11	12.9%	17.6%
合計	85	100%	100%

資料：警察庁自殺統計原票データをJSCPIにて個別集計

自殺者のうち、過去に自殺未遂をしたことがある人の割合は28.2%であり、計画策定時や最新のプロフィールにおいても全国（19.5%）や県（22.5%）より高い割合となっている。

